平成２０年（フ）第１１１１号
大阪府泉大津市虫取町１丁目８番11号、前住所大阪府岸和田市春木旭町５番37―406号
破産者　髙橋　末子
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１１１３号
大阪府泉大津市虫取町１丁目８番11号、前住所大阪府岸和田市春木旭町５番37―406号
破産者　髙橋　壯吉
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１２１６号
大阪府岸和田市春木旭町32番18号
破産者　谷口電機商会こと　谷口　　彰
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
大阪府和泉市府中町７丁目２番26―503号
破産者　増元　伸也
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
大阪府貝塚市小瀬１丁目32番10―302号
破産者　中島製作所こと　中島　正廣
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
大阪府阪南市舞５丁目９番17号、前住所大阪市平野区加美正覚寺１丁目２番２号
破産者　林　　伸光
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
大阪府泉大津市式内町８番５―207号
破産者　中村　高志
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
大阪府泉南市岡田２丁目350番地の１
破産者　藤田加代子
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
大阪府岸和田市春木大小路町11番13号
破産者　牧野　　均
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
大阪府和泉市唐国町２丁目２―28、開始決定時の住所大阪府和泉市山荘町339番地の６
破産者　松井　茂哉
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３１４号
神戸市灘区岩屋北町７丁目２番18―703号、破産手続開始決定時の住所神戸市灘区岩屋中町４丁目４番23号
破産者　川田　繁治
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２７８号
宝塚市安倉南４丁目７番19―201号
破産者　中島　一成
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第４３１号
兵庫県伊丹市大鹿１丁目１番地の４
破産者　山内包装こと　山内　久市
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２７６号
兵庫県西宮市上大市１丁目１番14号　エスペーロ甲東Ⅰ104号
破産者　入谷　桃子
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３１４号
兵庫県西宮市鳴尾町２丁目15番８号
破産者　築地伊佐夫
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第６６２号
熊本県合志市幾久富1866番地1468
破産者　田中美恵子
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５７号
北海道岩見沢市北３条西７丁目１番32号
破産者　鎌田　大介
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２０年（フ）第３６２号
函館市宝来町27番９号、開始決定時の住所函館市日吉町２丁目35番26号
破産者　上田　興次
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２０年（フ）第３６３号
函館市宝来町27番９号、開始決定時の住所函館市日吉町２丁目35番26号
破産者　上田　陽子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所